

瀬戸内海再生方策 豊かで美しい瀬戸内海をめざして ～里海としての再生～

はじめに

瀬戸内海は、多様な地形、温和な気候、豊かな生態系及び水産資源など精妙な自然条件を擁する豊かで美しい海であった。しかしながら、急速な産業の発展と沿岸域の人口の増加等により水質の汚濁が進行し、昭和40年代には「瀕死の海」とまで言われた。

このときには沿岸住民や漁業者その他関係者等多くの方々の努力により「瀬戸内海環境保全臨時措置法」をはじめとする水質改善に係る一連の規制措置がとられることとなり、一時の危機的な状況は脱したと言われている。

一方、瀬戸内海の汚濁負荷低減を目的とした「瀬戸内海環境保全特別措置法」（瀬戸内海環境保全臨時措置法が昭和53年に恒久法化される。以下「瀬戸内法」という）により、瀬戸内海の水質は一定の改善を示したものの、近年はほぼ横ばいの状況である。しかしながら、現行の法制度は、貧酸素水塊の発生、汚泥による底質の悪化、藻場・干潟の喪失による漁獲量の減少、海洋等への廃棄物の不法投棄の顕在化、自然海岸の減少、海岸の浸食などの課題に対応できていないため、現状のまま推移すれば自然界と人間活動のバランスが維持できなくなるおそれがある。

このため、瀬戸内海に関係する31府県市で構成する瀬戸内海環境保全知事・市長会議は、学際的集団である瀬戸内海研究会議に瀬戸内海の再生のあり方について検討を要請し、平成17年5月に同研究会議から提言を受けたところである。この提言の基幹となる考え方が「瀬戸内海を豊かな里海として再生する」ことである。

この再生方策は、知事・市長会議において、瀬戸内海再生法検討委員会での審議を踏まえつつ、本提言を整理し、瀬戸内海を里海として再生しようという認識が住民、事業者、行政に浸透し、新たな法律として策定されることを目的として、とりまとめたものである。

今後この再生方策が適切な形で法制化されることにより、「21世紀環境立国戦略」の「戦略6 自然の恵みを活かした活力溢れる地域づくり」に提言されている「豊饒の里海の創生」の具体的取組の一つとなることを望む。

なお、瀬戸内法は、新たな法律の策定に合わせ、見直しが行われるべきである。

I 瀬戸内海を里海に

“持続可能な社会”とは、健全で恵み豊かな環境が保全されるとともに、それらを通じて人々が質の高い生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会である。“持続可能な社会”を構築するためには、豊かな生態系が維持され、自然と人間との共生が確保されることが必要である。さらに、人類の生存基盤である生態系の維持の観点からは、生物多様性が適切に確保され、生物生産性が維持されることにより、自然の循環に沿う形で社会が構成され、また人と様々な自然とのふれあいの場や機会が確保された「自然共生社会」の構築が必要である。

瀬戸内海の多様な生物は、進化の過程で環境に適応してきたものであり、森林、河川等の陸域の生態系も含め、それぞれの役割を担って相互に影響し合い、絶妙のバランスを維持し、現在の環境の形成に寄与してきたものである。

生物多様性の確保とは、こうしたバランスが維持され、自然環境が地形、気候、食物連鎖、生物種、遺伝子の各レベルで健全に保たれている状態のことである。また、生物生産性の維持とは、生物の繁殖、成長する過程が適切な状況に保たれていることである。豊かな生物多様性と高い生物生産性は、食料の供給、気候の安定など様々な恵みを地域住民にもたらす源泉であるとともに、自然環境を持続可能なものとするための基本的条件であるが、人の手が加わり続けることによって、このような条件を持つ豊かで美しい環境が実現されたエリアを陸域では「里山」という言葉で表現することが既に定着し始めている。

同様に、海域及び臨海部についてこの考え方を拡張し、「里海」とは「適切に人の手が加えられ続けることによって高いレベルの生物多様性と生物生産性が維持された豊かで美しい海域」を意味するものとする。豊かな生物多様性と高い生物生産性を回復し、美しい瀬戸内海を取り戻すためには、「里海」を創出し、環境に配慮した持続可能な海域として再生していく必要がある。

II 新たな法整備に向けた考え方

これまで、瀬戸内海は海に関係する行政機関や海を生産、生活の場としてきた漁業者等によって保全されてきたが、本来、海はその恵沢を享受するすべての人々により保全されるべきものであり、また、次世代に継承すべきものである。そのため、漁業者だけでなく、住民、企業も加わり、幅広い関係者の参画と協働のもと、瀬戸内海を豊かで美しい「里海」として再生していくという意識と取組の輪を広げ、これを実現していくことが求められる。

また、それぞれの海域は、地形や環境、生態系などが多様であることから、瀬戸内海一律の規制の実施や施策展開ではなく、それぞれの地方公共団体において、その海域に応じた施策が講じられる必要がある。

さらに、瀬戸内海及びその沿岸域を対象に「瀬戸内法」をはじめ、多くの法律が整備されているものの、農林水産省、国土交通省、環境省など複数省庁にわたって縦割りに所管されており、海洋ごみの問題など、現行法制度のみでは複数省庁にまたがる課題に対応することが困難な状況にある（別紙「沿岸域の管理法制」参照）。

このことも背景となって、海洋基本法が平成19年4月27日に制定されたところであり、同法では、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図ることを基本理念として、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。瀬戸内海についても、豊かで美しい「里海」の実現を目指し、円滑な物質循環と豊かな生態系を育むために、各種施策を総合的に実施していく必要があり、この再生方策に基づく新たな法律は、瀬戸内海に適用される各種法律を傘下に治めるものとする必要がある一方で、海洋基本法の傘の下に位置付けられるものとなる。現在、国において、海洋基本法に基づく海洋基本計画の策定が検討されている状況である。海洋基本計画を具体化するためにも、瀬戸内海を里海として再生するための施策展開の法的根拠となるような新たな法整備が必要である。

III 瀬戸内海の現状と課題

豊かで美しい瀬戸内海を取り戻すためには、次のような観点から、それぞれの海域等の特性に合わせた各種施策の実施が可能となる新たな法制度が必要である。

- ①瀬戸内海の水質は、COD、窒素、リンの総量削減等により一定の改善はなされたものの、貧酸素水塊の発生や底生生物をはじめとする生態系の劣化などの問題が発生している。これらの現状にかんがみ、生物生息条件等を考慮して、科学的根拠に基づき、底層の溶存酸素、透明度、

生物生息状況など新たな指標等を選定するとともに、これらを改善するための施策が必要である。

②瀬戸内法第 13 条（埋立て等についての特別の配慮）により埋立ての抑制に一定の成果は上がっているものの、浅場の埋立てをはじめとする沿岸開発が藻場・干潟を喪失させ、水質浄化や生態系の維持等の機能が低下していることが問題である。

このため、埋立てのほか、魚礁、防波堤、栈橋、護岸などの海洋構築物を設置あるいは修復する場合、環境に配慮したものにするとともに、代償措置の実施、環境に与える影響の調査及び評価が必要である。

③海水浴や潮干狩りに利用する海浜等については、「自然海浜保全地区」指定（府県条例）が行われているが、水質の保全や生態系の維持に特に重要な働きがあると考えられている浅海域の積極的な保全及び創出に係る施策が必要である。

④これまでとられてきた施策は、陸域からの汚濁物質流入のコントロールが主体であり、河川流域を含めた良好な水の循環に関する考え方が必ずしも十分でなかった。このため、河川からの淡水、土砂等の流入に関する総合的な施策が必要である。

⑤漁業面では、藻場・干潟の喪失や底質の劣化など、漁場環境の悪化に伴う漁獲量の減少やのりの色落ちが問題となっているが、これらの問題だけではなく、生息している生物の構成種やその分布の変化等も勘案し、生物多様性や生物生産性に配慮した漁業環境の改善や適正な漁業管理等の施策が必要である。

⑥底棲魚類への影響など、海底の環境を悪化させている海砂利採取については禁止する必要がある。

⑦白砂青松をうたわれる優れた景観を取り戻すため、植樹、植栽を進めるとともに、砂浜の復元に向けた養浜事業を実施する必要がある。また、瀬戸内海には豊かな自然を有する多くの島がある一方、廃棄物の放置等も見られることから、これら島嶼部の環境保全及び住民の生活基盤の整備も必要である。

⑧海域の漂流ごみ、堆積ごみや海浜の漂着ごみは、良好な美観を損なうだけでなく海や海岸に生息する動植物や漁業にも大きな被害を及ぼすことから、これらの実態把握、情報発信及び回収・処理ルールが必要である。あわせて、不法投棄対策についても適切な施策を講ずる必要がある。

⑨これらの施策を効果的に実施するためには、各府県に専門的知識を有する者等で構成する組織を設置し、湾灘別、河川流域別に地域の特性を考慮して、地域住民の参加を得ながら、里海再生に取り組む必要がある。

IV 法制化を検討すべき事項

1 豊かな里海としての再生

(1) 藻場・干潟等の浅場の整備

藻場とは、沿岸域の海底でアマモやガラモなど海草・海藻類が群落を形成している場所である。藻場は、多くの海棲生物に酸素を供給し、窒素、リン等海水中の栄養塩を吸収し、蓄積するとともに、地下茎により海底を安定させる機能がある。また、魚介類・甲殻類等海棲生物の産卵・生育・隠れ場所になるなど、多様な生物に生息の場を提供している。

干潟とは、河川や沿岸流によって運ばれてきた土砂が堆積した潮間帯である。干潟は、事業活動に寄与しない土地と考えられ、干拓や埋立てが盛んに行われてきたが、多様な生物が生息していること、渡り鳥の中継地などとしても重要であること、潮汐作用や生息する生物による自然の

浄化作用があることなどが明らかになりつつある。

瀬戸内海の藻場や干潟等の浅場は生物多様性の根源である。

このため、適切な工法を選択し、浅場を創出するとともに、藻類等の移植を行うなどにより、藻場・干潟等の浅場の整備を行う必要がある。

なお、これらの整備は長期を要することから、順応的管理手法を導入し、適切なモニタリングを行いながら実施する必要がある。

※順応的管理手法：自然環境の保全・再生・創出を図る事業において、事業の着手後においても状況を継続監視し、その結果を反映させる手法のこと。

(2) 底質の改善

海底に有機物を含む底泥が堆積し、水質が改善しないこと及び底層が貧酸素化していることが、一部の海域の環境が改善しない一因となっている。また、海砂利採取跡地では生物生息場が失われ、一部の跡地では貧酸素水塊が発生している。このため、底泥の除去、海底の覆砂及び耕耘、窪地の埋め戻しなど底質の改善を進める必要がある。また、現行では、底質の改善を行うべき管理者が不明確な海域があることから、新たな法制度上の仕組みが必要である。

(3) 環境に配慮した構造物への転換

海域と陸域の境界において豊かな生態系を実現するためには、船舶の接岸目的など、直立護岸でなければ機能しない場合を除き、必要な箇所を緩傾斜護岸にするとともに、安全性を考慮したうえで護岸をコンクリートではなく石積み（石と石との間にできる広い表面に有機物を分解する微生物等が多く付着、繁殖）とすることなどが有効である。このように、魚礁、防波堤、栈橋、護岸などの構造物を新たに設置する場合、環境に配慮したものとするとともに、既存の構造物についても順次環境改善効果の高いものへと転換を進める必要がある。

また、魚礁、防波堤、栈橋、護岸などの構造物を海域に設置する場合には、環境に与える影響を適切に調査し、評価する必要がある。

(4) 埋立て等に伴う代償措置の実施

瀬戸内海では、古くから埋立てをはじめとする沿岸開発が行われており、特に戦後、急増した。昭和48年の瀬戸内法施行により埋立ては抑制されたものの、法施行以降も、約12,900ha（甲子園球場の約3千倍）が埋め立てられた。埋立てによる藻場や干潟の喪失が生物多様性や水質浄化能力の低下を招いていると考えられる。

このことから、瀬戸内法の「埋立て等の特別の配慮」規定を生かしつつ、埋立てに当たっては、環境に与える影響を適切に調査し、評価するとともに、喪失する藻場・干潟等に対する代償措置の実施など環境配慮を行う必要がある。なお、既存の護岸や遊休地となっている埋立地等について、浅場として再生するなどの環境修復もこの代償措置の対象とすることが望ましい。

(5) 指定浅海域の設定

藻場・干潟等の浅場は、水質浄化とともに稚魚や幼魚の生育場所となるなど、生物の再生産には不可欠な空間である。また、子どもたちの環境学習や自然体験などにも幅広く利用され、美しい自然とふれあう機会を提供している。しかしながら、埋立て等によりこの空間の喪失が進み、生態系の維持が困難になりつつある。そのため、藻場、干潟、岩礁などの、水質浄化機能や豊か

な生態系を維持するうえで特に重要と認められる浅海域を府県ごとの条例により「指定浅海域」として設定し、藻場・浅場の創出をはじめ、(1)から(4)までの事業等を積極的に行うとともに、海域及び海岸の利用を一部制限すること等により重点的に里海としての保全を図る必要がある。

(6) 森・川・海の連携

海域において、円滑な物質循環と豊かな生態系を維持するためには、山や森に発し海に至る流域の適切な管理が必要である。しかしながら、現状では、森・川・海の各施策は、森林は林野庁、河川は国土交通省、流域の農地は農林水産省、海岸は国土交通省、排水規制は環境省と、分野別、機能別の取組が行われてきたため、いわゆる縦割り行政の弊害が生じるなど、各種施策が相乗効果を発揮していない状況にある。

そのため、関係各機関、各部局の緊密な連携をめざして、湾灘・河川流域ごと等に適切な再生プランを策定するとともに、事業間の調整を図るなど、森・川・海の再生に係る施策の包括的な連携により、里山・里海を実現する。また、円滑な水循環に配慮し、下水道等各種生活排水処理施設の整備を進める必要がある。さらに、物質循環の観点からは、瀬戸内海における適正な栄養塩濃度の確保も重要であり、河川管理者やダム管理者は、海域への淡水、土砂等の流入を調整するため、当該ダムの利用目的に支障のない範囲内において、河川の流況の調整に努める必要がある。

(7) 漁場の保全・回復と増殖場・魚礁の整備等

瀬戸内海は、名前のとおり瀬戸と灘が連続する地形的な特長を有しており、潮流が複雑で緩急があることや、河川からの適度な栄養塩類の流入があること、発達した藻場・干潟があることにより、非常に高い生産性を誇る豊かな海であった。

この豊かな海に生息する魚介藻類を利用する漁業は、水産物を国民に供給する役割を担うだけでなく、陸域から供給された栄養塩の循環の輪を繋ぐことによって、環境保全に大きく寄与するという意味でも重要な産業であり、里海の創出に当たって重要な要素である。

しかしながら、近年は、漁場環境が悪化することにより、漁業生産が落ち込み、物質循環の流れが断ち切られて、漁業の環境保全機能が失われつつある。里海の創出に当たって重要な役割を期待されている漁業の振興を図るためには、漁場の保全・回復、増殖場・魚礁の整備を行うほか、種苗放流を推進して瀬戸内海の漁業の生産性を向上させるための措置が必要である。

(8) 水産資源の適切な管理と養殖漁場の保全

瀬戸内海では、多くの魚介藻類が漁業の対象となっているが、資源状態は海域ごとに多様であり、漁獲方法も異なることから、海域ごとに適切な水産資源の管理のための措置の実施に努めることが必要である。

また、一部の養殖漁場については、生餌の残餌や排泄物による環境負荷など、マイナス要因も指摘されていることから、魚類養殖における適正な給餌や養殖漁場の底質の改善など、環境の保全のための取組が必要となる。

さらに、一部ののり養殖についても、酸処理剤及び肥料の使用、過密養殖による流れの停滞等も見られることから、養殖漁業の適正な管理等について留意する必要がある。

(9) 海砂利採取の原則禁止

瀬戸内海では、高度経済成長期以降の約30年間で膨大な海砂利が採取され、コンクリート骨

材、埋立材、地盤改良材など、多様な用途に利用されてきた。しかしながら、海砂利が採取される海域の底層は、底棲魚類であるカレイ、アナゴ、ヒラメ、イカナゴ等の生息域である。例えば、イカナゴについては、海底の砂地は産卵、夏眠場所であることから、海砂利採取は近年のイカナゴの不漁の一因とされている。また、イカナゴはマダイ、ヒラメ、サワラなどの多くの魚食性魚類の餌となって水産資源の再生産を支えていることから、これら魚種への影響も大きい。

そのため、瀬戸内海の漁業生産力の回復に向け、環境改善のための浚渫や航路浚渫等実施が必要なものを除き、海底の環境を悪化させている海砂利採取について原則禁止するとともに、海砂利に代替する骨材等の材料に関する調査研究を実施する必要がある。

2 美しい里海としての再生

(1) 美しい海岸線の創出

里海として美しい瀬戸内海の景観を創出していくとともに、河川流域も含めた健全な水循環を確保していくため、地域の環境に適合した樹種等により海岸線での植樹、植栽を進めるとともに、住民等による各種緑化活動を支援していく必要がある。

なお、植樹に際しては、瀬戸内海が白砂青松をうたわれる優れた自然の景勝地であったことから、クロマツやウバメガシなど、それぞれの地域の潜在植生に配慮するとともに、海浜においては、ハマユウ、ハマヒルガオ等の海浜植物の保全にも努める。

また、砂浜は、潮流のほか、ダム等の河川横断工作物の設置等による土砂供給量の減少及び各種構造物の設置等による影響など、様々な要因により浸食が生じている。そのため、海岸環境の保全及び豊かで魅力ある海岸環境の創出に向け、「1 豊かな里海としての再生(1)藻場・干潟等の浅場の整備」に加えて、砂浜の復元、拡大をはじめとする養浜事業を実施する必要がある。

(2) 漂着物等に関する回収・処理ルールの確立

瀬戸内海の一部の海岸、海面、海底には漂着物、漂流物、堆積物等、多くのごみが見られるが、これらは美観を損ねるとともに、船舶の航行及び漁業活動の障害となるほか、鳥類やウミガメによる誤食等、海洋生物の生態系へも悪影響を与えている。

しかしながら、海域のごみは移動し、排出源も不明確なことが多い。海外からのごみもみられ、責任の所在があいまいなものとならざるを得ない。そのため、海域のごみは原則として、国の責任において回収・処理されるべきものである。

一方、漁港、港湾、海浜等の管理者が定まっている区域においては、管理責任の所在は明らかであるが、これら管理者によりごみの除去が十分に実施されているとはいえない状況にある。また、管理者が国とされている海域においては、回収・処理ルールは明確に確立されていない。例えば、漁業者が底引き網等によりごみを引き上げ、持ち帰ると、集積、運搬、処理は漁業者の負担になるなど、積極的にごみ処理に対応できる状況にはなっていない地域が多い。そのため、国による費用負担のもとで、海岸・港湾等に漂着したごみの早期の処理を行うとともに、海域で漂流、堆積しているごみについても、収集、処分に関する回収・処理ルールを確立する必要がある。

また、洪水時に発生する流倒木の漂流をはじめ、自然災害に伴い発生するごみ等の削減を図るため、河川、砂防、海岸、港湾、漁港、森林等において適切な整備・管理を行うとともに、河川・海域での回収等、早期処理のためのルールを確立する必要がある。

(3) 海域での土砂の移動の把握と不法投棄の防止

瀬戸内海の海岸、海面、海底に見られる漂着物、漂流物、堆積物等に加え、船舶等からの土砂の不法投棄も見られる。そのため、土砂の船舶での積出行為及び運搬完了に係る届出制等の創設により、海域での土砂等の動きを把握できるようにするとともに、住民、事業者、行政が連携・協力・監視体制を敷き、不法投棄未然防止対策を推進できるようにする必要がある。

(4) 島嶼部の環境保全及び再生

瀬戸内海には、家島諸島、備讃諸島、芸予諸島、防予諸島をはじめとして、多くの島があり、無人島を含めると約3,000島が存在すると言われている（有人島は157島）。このような島々は、豊かな自然を擁し、独自の地域社会を形成しており、他地域の住民に対しても多くの恵沢をもたらしてきたが、近年、人口減少と高齢化により自然環境などの荒廃が懸念されている。さらに、一部では、採石が行われ、美しい自然が破壊されたまま放置されている場合や、廃棄物の不法投棄の場所となっている場合もある。また、生活排水対策についても、水資源の不足もあり、対応が遅れている地域がある。このようなことから、島嶼部は、新法制定による自然との共生、里海による再生のモデルとなるものと考えられる。

そのため、島嶼部等（半島を含む。）において、海岸等の保全、自然環境や景観の保全及び再生、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽等の生活排水対策をはじめとする住民の生活基盤の整備等に取り組む必要がある。

3 里海として再生するためのコミュニティづくり

(1) 住民の諸活動の促進

瀬戸内海は、漁業者をはじめとする海の利用者だけではなく、国民全体の資産であり、また、次世代にその恵沢を継承すべきものである。瀬戸内海を里海化していくためには、海に関連する行政機関や、漁業者が様々な活動を担うことはもちろんのこと、企業の社会貢献活動、さらには、参画と協働により多くの住民が里海を育む人材となることが不可欠であり、まず、多くの住民に海に親しみを持ってもらうことが必要となる。そのため、海浜の清掃や美化活動、生物調査をはじめ、瀬戸内海を里海とするための各種活動を実施する団体の組織化を図るとともに、行政との連携の強化を図る必要がある。

(2) 環境学習の推進

瀬戸内海を里海として再生していくためには、住民による積極的な環境の保全及び再生活動が実施されることが重要であり、このためには、瀬戸内海の豊かさや美しさ、そして、環境の大切さについて広く啓発を図り、住民の里海づくりへの参画の意識を高めることにより、多くの住民が様々な活動を担うことが不可欠である。そのため、里海に対する理解、環境の保全及び再生活動に参加する意識、水産資源に対する理解、自然に対する感性や自然科学を基礎とする瀬戸内海の理解など、環境学習を進めるとともに、そのために必要となる諸施設の整備を行う必要がある。

なお、魚介藻類の消費量の減少は、瀬戸内海における自然界の物質循環の維持に影響を及ぼすことから、魚介藻類に関する食育は、里海に関する環境学習の重要なテーマの一つである。

(3) 海浜へのパブリックアクセスの確保

かつて、瀬戸内海の各地に自然海岸が存在し、人々が自由に散策や潮干狩り、海水浴に訪れていた。しかしながら、工場が立地し、港湾が整備されるなど、現状では、海に簡単に近づくことができなくなっている。さらに、産業構造の変化等により、現在利用されていない工場跡地

等の遊休地が増加してきたことも、海岸にアクセスしにくい原因となっている。そのため、埋立地に工場が立地している場合であっても、遊歩道等、迂回路の設置により海岸とふれあうことができるようにするなど、海岸部へのアクセスを確保するとともに、住民が海に親しむことができる施設の整備を進める必要がある。

(4) 住民との情報共有

里海の担い手となる住民やNPO団体、企業、研究者等が、必要な情報を得ることで積極的に環境の保全及び再生活動に取り組むことができるようになるとともに、国や地方公共団体、漁業団体等と連携した効果的な活動が可能となるように、行政や漁業団体が有する情報の公開に努める必要がある。また、住民の意見を聴取することで効果的な施策展開を図るほか、不法投棄、施設の破損等に関する住民からの通報制度の創設により、早期の適切な対応を可能とするなど、住民との情報共有ができる体制づくりに努める必要がある。

4 「国基本方針」・「府県計画」の策定

(1) 「国基本方針」の策定

瀬戸内海を地域の特性に応じた豊かで美しい里海として再生させるための基本的な方針を定める必要がある。

(2) 「府県計画」の策定

国基本方針に基づき府県ごとに計画を策定する必要がある。なお、この計画は、海域や河川流域を適切に区分し、区分ごとにも策定できるものとするとともに、必要に応じ、近隣の府県とも調整を図るものとする。

5 里海として再生するための体制等の整備

(1) 「瀬戸内海里海委員会」の設置

瀬戸内海を里海にしていくためには、森・川・海の物質循環の実態や生態系の特徴等を把握することが重要である。そのため、国又は瀬戸内海環境保全知事・市長会議は「瀬戸内海里海委員会」を設置する。同委員会は、里海としての再生に関する施策提言を行うほか、里海に関係する調査研究に対して必要な助言を行うとともに、各府県等が実施する事業の調整及び評価、効果的な事業手法の提言等を行い、瀬戸内海の環境の保全と再生に関する各種事業に反映させる必要がある。

(2) 「地方里海再生委員会」の設置

瀬戸内海の海域及び沿岸域の保全と利用については、各種の法律があり、その所掌する内容も個々の法律の目的により限定されることから、総合的な観点からの調整が働きにくいのが実情である。

一方、海洋基本法第25条には「国は、沿岸の海域の諸問題がその陸域の諸活動等に起因し、沿岸の海域について施策を講ずることのみでは、沿岸の海域の資源、自然環境等がもたらす恵沢を将来にわたり享受できるようにすることが困難であることにかんがみ、自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする。」と規定されているところである。

そこで、瀬戸内海の海域及び密接な関係がある陸域について、地域の特性に応じて総合的な施策を講じるために、必要に応じて、瀬戸内海沿岸の各府県に、専門的知識を有する者等で構成する「地方里海再生委員会」を設置し、府県計画の策定及びその推進に際して意見を述べるとともに、各関係機関の実施する事業に意見を述べるものとする。

(3) 「里海づくり協議会」の設置

里海づくりについては、湾灘別、都道府県別などの大きな単位で取り組むのではなく、その地域の特性に合わせ、特定の海岸やその地先海域、河川流域単位で取り組むことが望ましい。また、これらの取組は、行政だけではなく、地域住民をはじめ、幅広い関係者の参画と協働のもとに実施することが必要である。そのため、地域住民、特定非営利活動法人、関係団体、里海に関し専門的知識を有する者等が参画する「里海づくり協議会」を設置し、里海として再生するための取組を実施していく必要がある。

(4) 国の責務

国は、瀬戸内海を里海にするために各種施策を実施するとともに、必要な予算措置を講ずる。また、(知事・市長会議及び)地方公共団体に対して必要となる次の財政上の支援を行う必要がある。

① 1 (1)～(8)、2 (1)、(4)など、瀬戸内海を里海とするために必要となる各種事業の補助の割合の特例の実施

② 地方債についての配慮

また、国は、定期的に総合的な実態調査を行うとともに、貧酸素水塊の解消手法の開発や新たな指標の選定、海砂利に代替する骨材技術の開発、海域のごみの実態把握などの里海に関する調査を行う必要がある。

(5) 地方公共団体の責務

地方公共団体は、瀬戸内海を里海とするために必要となる各種施策について、国との適切な役割分担を踏まえ、当該地域の特性を生かし、自主的かつ主体的に実施する必要がある。

6 瀬戸内海の範囲

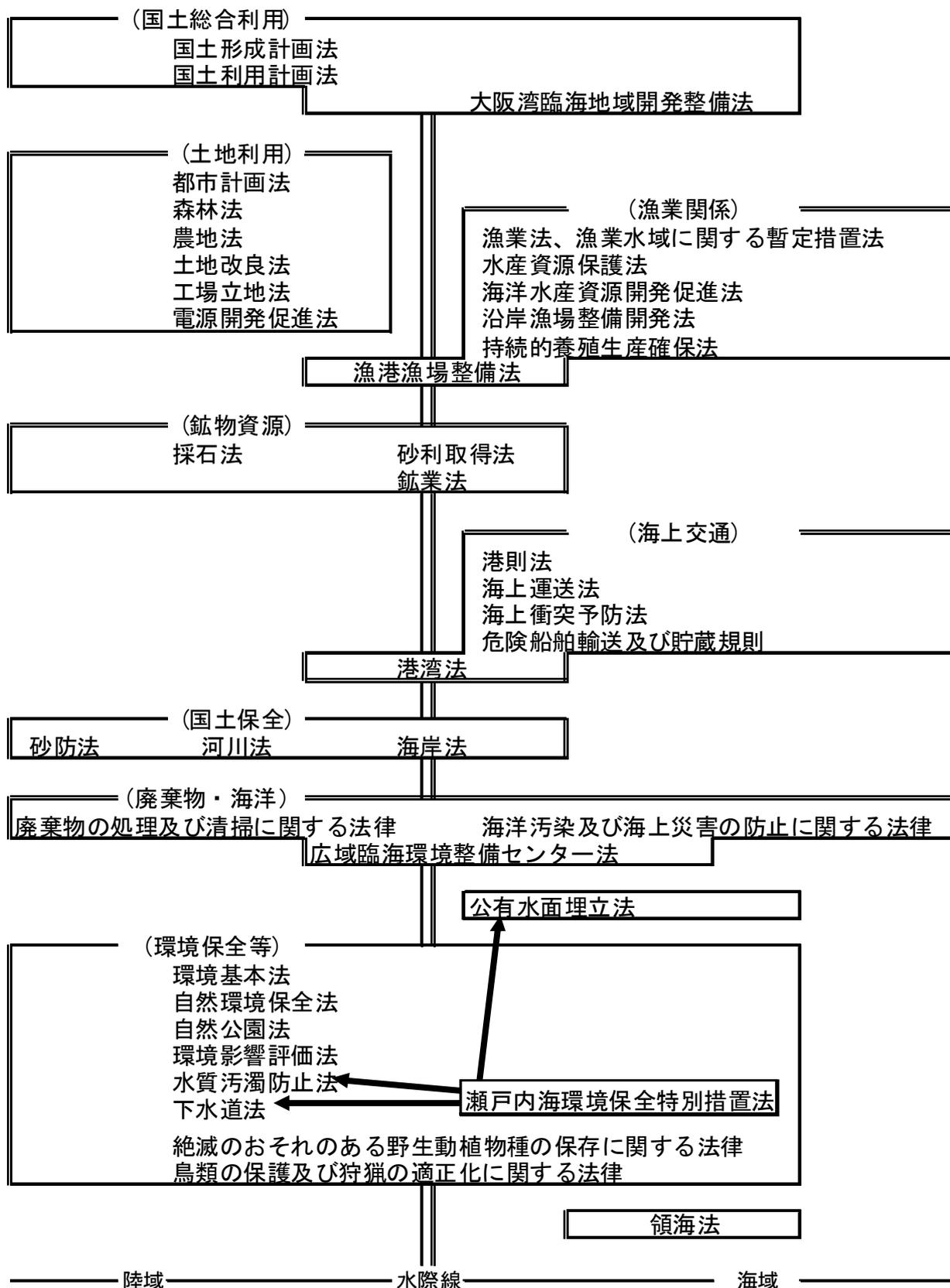
瀬戸内海の範囲は、瀬戸内法と同様、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海域並びにこれに隣接する海域とする。

① 和歌山県紀伊日の御岬灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬に至る直線

② 愛媛県高茂埼から大分県鶴御埼に至る直線

③ 山口県特牛灯台から同県角島通瀬埼を経て福岡県妙見埼灯台に至る直線

沿岸域の管理法制



瀬戸内海再生法検討委員会名簿

委員長	松田 治	瀬戸内海研究会議会長・広島大学名誉教授
	浅野 直人	福岡大学法学部教授
	荏原 明則	関西学院大学大学院司法研究科教授
	小林 悦夫	瀬戸内海環境保全協会顧問
	戸田 常一	広島大学大学院社会科学研究科教授
	本城 凡夫	九州大学大学院農学研究院教授
	瀬戸内海環境保全知事・市長会議役員府縣市	
	大阪府	
	兵庫県	
	広島県	
	山口県	
	愛媛県	
	大分県	
	神戸市	